

公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年12月21日

世田谷区

1. 業務概要

(1) 件名

キッチンカー等設置契約及びキッチンカー等に関する連携協定

(2) 目的及び事業内容

新型コロナウイルス感染症の拡大により、区内の飲食店等の事業者は感染防止対策の徹底やテイクアウト・デリバリーの活用など、様々な工夫を行い営業しているが、経営への影響は避けられない状況になっている。こうした中、経営多角化や業態転換の一つの手法としてキッチンカー等による営業を検討する事業者が増えているが、新たな参入にあたり出店スペースの確保が大きな課題となっている。一方で、区民生活においては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、「新しい生活様式」への対応に向けた支援が必要となっている。

こうした状況から、キッチンカー等の移動販売スペースとして区有地等を提供するとともに、経営多角化や業態転換に取り組む区内事業者への支援、「新しい生活様式」への対応に向けた区民の利便性向上、キッチンカー等移動販売車の特性を活かした災害時における支援を行うことを目的とする。

そこで、飲食物の提供を行うキッチンカーの出店や生鮮食品、生活雑貨等の販売を行う移動販売車の出店をコーディネートする事業者（以下、「コーディネート事業者」という。）と、キッチンカー等設置契約を締結し、区が指定する区有地等にキッチンカー等を出店させるとともに区への出店料の納入による税外収入の確保を図る。また、区内事業者への経営多角化や業態転換に向けた支援、及び、区民の利便性向上、災害時における支援を行うため、本契約を締結したコーディネート事業者とキッチンカー等に関する連携協定を締結するものとする。

(3) 履行期間

令和3年3月から令和4年3月31日まで

2. 参加資格

本業務の実施に意欲と遂行能力を有する法人等であって、次に掲げる要件の全てに該当する事業者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号の処分を受けている、若しくは過去に受けたことのある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる行動を行う団体の代表者、主宰者又はその構成員並びにそれらの協力者でないこと。
- (4) 法人事業税に滞納がないこと。
- (5) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。

3. 受託候補者を選定するための審査基準

(1) 参加資格

参加資格は満たしているか

(2) 申込時における注意事項等の遵守

応募書類及び付属書類は、作成要領に沿った形式、部数及び体裁になっているか

(3) 経営理念及び業務の実施方針

経営理念及び業務の実施方針が、本業務の目的に合致しているか

(4) キッチンカー等移動販売の業務実績

本業務を遂行する実績が充分であるか

(5) 業務の実施体制

本業務の遂行にあたって強みがあり、円滑に遂行するための実施体制が明確であるか

(6) 連携協定に関する提案内容

本業務の目的に合致しており、取組み内容が明確であるか

4. 提案書の審査方法

参加表明をし、提案書を提出した応募事業者の中から、提案書及びプレゼンテーション・ヒアリングをもとに審査し、適当と認められる事業者を随意契約予定事業者として選定する。

5. 手続き等

(1) 担当部課

〒154-0004 世田谷区太子堂二丁目16番7号

世田谷区経済産業部産業連携交流推進課

(世田谷区役所第1庁舎3階 31番窓口)

電話：03-3411-6653 ファクシミリ：03-3411-6635

E-mail SEA03647@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 募集要項の交付期間、場所及び方法

期間：令和2年12月21日(月曜日)～令和3年1月6日(水曜日)

場所及び方法：世田谷区ホームページにて公開(※ダウンロード可)

(3) 参加表明書の提出期限及び提出方法

期限：令和3年1月6日(水曜日)(正午まで必着)

方法：上記、(1)の担当部課あて電子メール

(4) 応募申込書・提案書の提出期限、場所及び提出方法

期限：令和3年1月22日(金曜日)(正午まで必着)

場所：上記(1)の担当部課窓口

方法：(1)の担当部課への持参に限る。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.(1)の担当課と同じ

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 提出された書類の記載事項に虚偽のあることが判明した場合、その参加者は失格とする。

(8) 詳細は提案要求説明書による。